

空き家セミナー及び相談会開催要項

(1) 目的

空家等対策計画の取組方針として位置付けている「空き家化の予防」及び「空き家の適正管理の促進」に関する事業として、空き家セミナー及び相談会を実施します。

セミナーでは、空き家に係る諸問題やその対処法等についての講演を行い、空き家所有者や今後所有するおそれのある方に関心を持ってもらうことで、空き家化の予防及び空き家の適正管理を促進することを目的とします。

また、相談会では、各専門家の相談員による個別対応を行うことで、空き家の諸問題の解決につながる場を設けることを目的とします。

(2) 開催日時

平成 30 年 10 月 16 日 (火) 13 時 30 分から 17 時

(3) 開催場所

町民センター 2A クラブ室

(4) 主催

二宮町 (二宮町空家等対策協議会)

(5) スケジュール

①空き家セミナー 13:30~14:50

②空き家相談会 15:00~17:00

(6) 周知方法

①固定資産税納税通知書へのチラシの同封 (対応済み)

②町ホームページ、町広報紙

③空き家データベースに登録のある空き家所有者に開催案内を送付

○空き家セミナー詳細

ア セミナー名

「住まいのセミナー 一家族も安心する『空き家』予防のポイント」

イ 講師の選定

- ・ 空き家の現状と対策 (神奈川県住宅計画課、二宮町都市整備課) 15 分
- ・ 相続に関する内容について (宍戸司法書士) 25 分
- ・ 税制度に関する内容について (鈴木税理士) 25 分

ウ 対象者

定員：20名

①町内に空き家を所有している方

②今後、町内に空き家を所有することが見込まれる方

※原則①、②に該当される方

エ セミナーの受付について

事前予約制。

ただし、当日空きがあれば、事前予約なしでも参加は可能とする

○空き家に関する相談会

所有者等が抱える空き家の問題に対して、専門家団体が個別に対応。

ア 対象者

①空き家の管理に困っている方

②空き家を売却したい方

③空き家を利活用（賃貸等）したい方

※町内に空き家を所有している方、または今後所有することが見込まれる方、町内の空き家について売却や利活用を視野に入れている方が対象

イ 相談団体・相談内容

団体	相談員	相談内容
神奈川県弁護士会	松下弁護士	相続、権利関係等に関する事
神奈川県司法書士会	宍戸司法書士	相続登記に関する事
東京地方税理士会 平塚支部	鈴木税理士	相続税、固定資産税等、税金に関する事
神奈川県建築士事務所協会 平塚支部	建築士（調整中）	建物診断や建替え等に関する事
神奈川県宅地建物 取引業協会湘南中支部	吉川様	不動産（空き家）の売買や賃貸に関する事
全日本不動産協会神奈川県 本部西湘支部	矢部様	

ウ 相談時間・相談人数

①相談時間は1人30分程度

②相談員1人に対し3人の受付をする

<相談受付イメージ> 18名の相談を受付する

	弁護士	司法書士	税理士	建築士	宅建業者
15時05分 ～15時35分					
15時45分 ～16時15分					
16時25分 ～16時55分					

※15時00分から相談員の方に対する趣旨説明等を行う予定です。

※相談最終組は、17時には相談を終了させていただきます。

エ 空き家相談会の流れ

①相談会への事前予約

- ・電話、メール、FAXでの受付
(必要事項：氏名、住所、連絡先、相談内容、相談希望団体)
- ・メール、FAXでは相談シートを提出
- ・電話の場合、職員が相談シートに記入
- ・相談希望先や内容を町が確認し、相談員の割振りを調整する

②相談会当日に専門家団体に相談シートを提出

- ・専門家団体に相談内容を確認してもらう

③相談会終了後、相談シートを町に返却

オ 相談会後のフォロー体制

①相談会終了後、再度相談を希望する場合は、一旦相談者から町に連絡を入れてもらい、町から協力いただいた専門家団体へつつなぐ

②相談終了後、結果を相談シートに記入し、町に返却

カ その他

①各専門家団体から団体会員の一覧を提供していただき、相談者に提供する

②各協力団体の相談窓口のリストを提示する

③相談員には名刺等を渡すなどの『営業行為』について、(相談者から要求があったとしても) 慎むよう求める

※『○○○(所属団体)の○○(氏名)です』と自己紹介するのは差し支えない